

見守り 新鮮情報

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、**見積金額**より

安くて工事が困難な場合は、**30%の手数料**を払う」と記載されていた。**手数料**の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。(70歳代 女性)



「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

ひとこと助言

まずは確認!



- 自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。